

特許第 2523 號

大正十二年二月八日

大政府知事井上孝哉

木管株式會社

内務大臣 水野錬太郎 殿  
内務省 社會局長 官 殿  
警視總監 京都府兵庫縣知事 殿  
大政地方裁判所 檢事正 殿

木代田木管株式會社ニ於ケル  
労働 争議ニ関スル件

(第 一 報)

管下西成郡 鷺洲 町浦江 木代田木管株式會社ハ職  
工一〇〇名(中々名)ヲ使用シ紡績用木管ヲ製造シ  
セリ工場ナルカ客年十二月會社事業業不況ヲ  
理由ニ請員歩増撤廢及皆勤賞共減額(皆勤者  
ニ對シテハ賞与トシテ日給二百分ヲ)ヲ行ヒ其代リ  
文書セリカ之ヲ日給一月分ニ減額)